

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第 1 5 7 回）議事録

第 1 開催日時及び場所

令和 7 年 7 月 1 日（火） 1 6 時 2 3 分～1 6 時 4 9 分

W e b 審議による開催

第 2 出席者

（1）委員（敬称略）

藤井 威生（部会長）、相田 仁、浅川 秀之、武田 史子、田平 恵、
西村 真由美、林 秀弥、矢入 郁子

（以上 8 名）

（2）総務省

湯本 博信（総合通信基盤局長）、吉田 恭子（電気通信事業部長）、
井上 淳（事業政策課長）、岸 洋佑（事業政策課調査官）、
水本 貴久（事業政策課課長補佐）

（3）事務局

石井 貴朗（情報流通行政局総務課課長補佐）

第 3

（1）委員会の廃止について

（2）委員会の設置について

（3）委員会への所属の指名及び委員会の主査の指名について

（4）諮問事項

「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針
（案）」について【諮問第 3198 号】

開 会

○藤井部会長 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第157回）を開催いたします。

本日、会議はウェブ審議を開催しており、委員9名中8名が参加されておりますので、定足数を満たしております。

ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いできればと思います。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

議 題

（1）委員会の廃止について

○藤井部会長 では、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

初めに、委員会の廃止についてお諮りしたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○石井情報流通行政局総務課課長補佐 事務局の石井です。私から、基本料等委員会の廃止について御説明いたします。資料157-1を御覧ください。

基本料等委員会は、電気通信事業法第169条に規定する諮問事項のうち、基本料及び施設設置負担金等に関する事項について調査を行うことを目的に設置され、これまで主に、NTT東西が提供する加入電話等に係る料金水準の上限価格、以降、プライスキップと呼ばせていただきますが、この上限価格を示す基準料金指数の設定等について御審議いただきました。

一方で、NTT東西の加入電話等は、本年2月の情報通信審議会の市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申を踏まえると、今後、特定電気通信役務を指定対象から除外され、プライスキップ規制による料金規制の対象外となることが想定されます。

こうした状況変化に加え、接続委員会では、接続料算定をはじめとして、接続に関する事項等について広く調査を行っており、基本料及び施設設置負担金等は接続料算定の在り方を審議する上での検討事項であることから、審議会の運営の効率化を図る観点で、

基本料等委員会を廃止するとともに、これまで基本料等委員会で御審議いただいていた事項については、今後は接続委員会にて御審議いただくこととしたいと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤井部会長 ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申出いただければと思います。

御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

現状、特に意見はないようですが、よろしいですか。

そうしましたら、御意見は特にございませんので、本件につきましては、お手元の案どおり決定することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○藤井部会長 それでは、案のとおり決定させていただきたいと思います。ありがとうございました。

（２）委員会の設置について

○藤井部会長 それでは、次の議題に移りたいと思います。

次に、委員会の設置についてお諮りしたいと思います。

事務局から御説明をお願いいたします。

○石井情報流通行政局総務課課長補佐 引き続きまして、資料１５７－２を御参照ください。

先ほど総会で御報告させていただいたとおり、電気通信事業法の改正により、電気通信市場分野の市場検証が、当審議会への諮問事項に追加されました。それに伴い、市場検証委員会を新たに設置したく存じます。

以上でございます。

○藤井部会長 ありがとうございました。そうしましたら、ただいまの御説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申出いただければと思います。

こちらも今のところなさそうですが、よろしいですか。

先ほどの総会で決定いただいた内容についての委員会の設置ということで、特に問題ないというところだと思います。それでは、意見がございませんようでしたら、お手元の案どおり決定したいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○藤井部会長 ありがとうございました。それでは、案のとおり決定することといたし

ます。

(3) 委員会への所属の指名及び委員会の主査の指名について

○藤井部会長　　続きまして、ただいま設置を決定した市場検証委員会に所属する構成員及び主査の指名を行いたいと思います。

委員会構成員及び主査は部会長が指名することとなっておりますので、ただいま画面共有されている名簿のとおりといたしたく存じます。

構成員の皆様におかれましては、精力的な調査・検討をお願いいたします。

(4) 諮問事項

「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針（案）」について【諮問第3198号】

○藤井部会長　　それでは、次に移らせていただきまして、諮問事項に移ります。諮問第3198号、電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針（案）について、総務省より御説明をお願いいたします。

○井上事業政策課長　　総務省事業政策課の井上でございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

先ほど部会長からおっしゃっていただきました諮問事項について説明させていただきたいと思います。資料157-3に基づき説明させていただきます。カメラはオフにさせていただきます。

改めまして、資料157-3に基づき、諮問第3198号、電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針（案）につきまして御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。2ページから概要スライド資料となります。1枚お進みいただき、諮問の背景及び概要でございます。

スライド右肩2ページを御覧ください。本件は、本年5月に成立いたしました「電気通信事業法及びNTT法の一部を改正する法律」を踏まえて、諮問するものでございます。先ほどの総会でも御説明させていただきましたとおり、今般の改正法におきましては、1ポツ、2ポツにございますようなユニバーサルサービスの確保、公正競争の確保などについても、時代に即した見直しが図られたところでございます。

1 ページおめくりください。右肩 3 ページでございます。改正法の中におきましては、5 ポツ、「事後検証の実施」というのが、今回の諮問に直接関係する項目でございます。電気通信事業法におきまして、毎年、規制の遵守状況や競争状況について、審議会の有識者の先生方の意見を聴きながら検証することが規定されたところでございます。本項目につきましては、施行期日でございますが、公布から三月以内の本年 8 月までの施行を予定してございます。その施行準備のため、本日諮問するものでございます。

右肩 4 ページを御覧ください。改正電気通信事業法で法定化されました市場検証の概要でございます。従来、総務省の有識者会議であります「電気通信市場検証会議」で実施してまいりました市場検証の取組が法定化され、新たに審議会の有識者の御意見を承りながら検証する仕組みとされたところでございます。

具体的な市場検証のプロセスは下の図のとおりでございまして、まず、左端にございます「実施方針の策定」が審議会への諮問事項とされておまして、本日の諮問はこちらに該当いたします。この実施方針に基づきまして、中央の「競争の状況の調査」、それから「規制の遵守状況等の調査」を実施し、これらの結果に基づきまして、右側の「競争関係の確保に関する評価」を実施いたします。この評価も審議会への諮問事項とされておまして、審議会で御議論いただきながら、実際の評価作業を実施していきたいと考えてございます。また、評価の結果を制度や施策等の見直しに活用することも、改正法で規定されたところでございます。

関連する条文は次のページ、右肩 5 ページでございます。

右肩 6 ページにお進みください。本日諮問させていただきました実施方針（案）の概要でございます。電気通信事業法の規定に基づく方針といたしまして、本方針を策定し、これに基づく各年度の市場検証の結果は、審議会の答申を経まして、翌年度の夏頃を目途に取りまとめ、省令の制定改廃等の法律の適正な運用に活用するなど、制度・施策等の見直しに反映することとしてございます。

具体的な内容について御説明いたします。まず、「電気通信事業者間の競争の状況の調査」について定めてございます。左側の箱でございます。ここでは、移動、固定、法人向けサービス市場につきまして、シェア等の指標を定点観測いたしまして、競争状況等の分析を行うとともに、昨今のネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえまして、電気通信事業者向けのクラウドサービスの料金や提供条件、主要電気通信事業者による利用や依存の状況等を調査することとしております。あわせて、国際競争力の強化等の観点から、事業者の研究開発費の推移など、研究開発への取組状況の把握を行うこととしてございます。

次に、「公正競争促進のために講じられる措置の実施状況の調査」について定めてございます。ここでは、電気通信事業法やN T T法等で定められました公正競争ルールの遵守状況の確認を行うこととしておりまして、具体的には、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制や、N T Tグループに対する公正競争条件をはじめとする措置の遵守状況等の確認を行うこととしております。また、N T Tグループの組織再編に係る対応等といったしまして、N T T持株によりますN T Tデータグループの完全子会社化などの組織再編が公正競争に与える影響を検討いたしまして、必要と判断された場合には、公正競争を担保するための対応を検討することとしてございます。

最後に、これらの調査結果を踏まえた、「適正な競争関係の確保に関する評価」について定めてございます。ここでは、電気通信事業法の禁止行為規制の適用対象等の妥当性、N T Tグループの累次の公正競争条件の個別の条件ごとの要否・適否の評価を含め、法令・ガイドライン等の見直しなど、市場環境の変化等を踏まえた制度・施策等の見直しを視野に入れまして、電気通信事業者間の適正な競争環境が確保されているかどうかを評価することとしております。

実施方針の全体像は、以上御説明したとおりでございますが、当面の市場検証におきましては、電気通信事業者向けのクラウドサービスの実態把握、N T T持株によるN T Tデータグループの完全子会社化に係る検証、令和8年度までに施行が予定されております改正電気通信事業法及びN T T法の関係省令等への反映を視野に入れた対応が重要課題になるものと考えてございます。

以降のスライドで、実施方針の各項目のポイントを御説明いたします。1枚お進みください。「電気通信事業者間の競争の状況の調査」について御説明いたします。

右肩8ページにお進みください。固定通信市場と移動通信市場の動向でございます。シェア等の指標を定点的に観測いたしまして、このような形で競争状況等の分析を継続的に行うこととしております。

次の9ページにお進みください。こちらにございますように、グループ化の動向を踏まえた業界の変遷についても、定点的に観測してまいりたいと考えております。

右肩10ページにお進みください。従来はネットワークレイヤーを中心とした競争状況等の分析を行ってまいりましたが、近年では、仮想化・クラウド化等の進展により、プラットフォームのネットワークレイヤーに対する影響力の拡大が指摘されてございます。こうした実態の把握が喫緊の課題となっております。

右肩11ページを御覧ください。特に最近では、コアネットワークの重要な制御機能やアクセスネットワークの伝送機能等の仮想化が進展しております。仮想化した機能の

クラウドへの移管やクラウド事業者によるネットワーク制御等の重要機能の提供が実現する例も出てきているとされてございます。こうしたネットワークの仮想化・クラウド化等により、公正競争のみならず、様々な課題が顕在化しつつあるのではないかと考えており、市場検証を通じて、しっかりと実態の把握を進めてまいりたいと考えております。

右肩 1 2 ページを御覧ください。仮想化・クラウド化のほかにも、様々な技術の発達 が事業者間の競争に影響を及ぼし得ることを踏まえまして、研究開発費の推移など、主要事業者の研究開発への取組状況の把握も進めてまいります。

右肩 1 3 ページを御覧ください。研究開発に関しましては、昨年の N T T 法改正で研究に関する責務が撤廃された N T T の基礎・基盤的研究への取組状況の把握と、それから国際競争力強化への影響、我が国の情報通信産業の研究開発力の確保の観点からの検証も実施したいと考えております。

1 枚お進みください。これからが、「公正競争促進のために講じられる措置の実施状況の調査」でございます。

右肩 1 5 ページにお進みください。電気通信事業法におきましては、ネットワークの開放ルールなど主に非構造的措置が、N T T 法では、N T T の巨大性・独占性などに着目した主に構造的措置が定められ、この 2 つの法律が両輪となって、公正な競争の確保を図っております。これらの措置の遵守状況等について、しっかりと確認していくことが重要になります。

右肩 1 6 ページを御覧ください。電気通信事業法におきましては、市場支配的事業者であります N T T 東西及び N T T ドコモに対して、不当な競争を引き起こすおそれがある行為を類型化してあらかじめ禁止する禁止行為規制が課されております。また、N T T グループにつきましては、各種事業の分離時等に、グループ内の事業者と他事業者との間の公正性等を確保する観点から、累次の公正競争条件に基づき業務を行うこととされてきており、これらの遵守状況の確認も行っております。

累次の公正競争条件の詳細は、右肩 1 7 ページを御覧ください。直近の N T T 持株による N T T データグループの完全子会社化につきましては、1 9 8 8 年のデータ通信事業の分離の際の公正競争条件が関連するものとなります。

右肩 1 8 ページを御覧ください。N T T グループの概要でございます。N T T 法では、N T T 持株と N T T 東西について、公正競争確保等の観点から、業務範囲等の規律が設けられております。

右肩 1 9 ページを御覧ください。N T T グループの変遷でございます。1 9 8 5 年の

民営化以降、NTTデータの分離、NTTドコモの分離を経まして、1999年にはNTT東西の分割等が行われております。2018年以降は、グローバル事業の再編や持株によるNTTドコモの完全子会社化等の動きがございます。

右肩20ページを御覧ください。NTTグループの最近の動向でございます。グローバルでの競争を視野に、昨年のNTT法改正で可能になりました会社名の変更、それから外国人役員の登用を実施するとともに、本年5月からNTTデータグループの完全子会社化に向けたTOBが実施されたところでございます。NTTデータグループの完全子会社につきましては、競争事業者から公正競争上の課題が指摘されておりまして、今後の検証における重要課題と考えております。

以上のほか、右肩21ページ、右肩22ページのような公正競争に係る法令・ガイドライン等の遵守状況についても、メリハリをつけながら検証してまいりたいと考えております。

1枚お進みいただきまして、「適正な競争関係の確保に関する評価」でございます。

右肩24ページにお進みください。本年5月に成立いたしました改正電気通信事業法では、累次の公正競争条件の法定化やグループ内の大規模事業者との合併等審査の規定の整備など、公正競争の確保に関する規律の強化が図られております。これらは、公布から1年以内となる来年5月までの施行に向けて、今後、省令等でルールの詳細を定めていくことを予定してございます。市場検証の内容をしっかりと活用しながら、省令等の整備を進めるとともに、整備されたルールにつきましては、来年度以降の市場検証におきまして遵守状況の確認を行うなど、PDCAサイクルを回してまいりたいと考えております。

右肩25ページを御覧ください。本年5月に成立した改正NTT法では、NTT東西の業務範囲規制の緩和が行われたところでございます。こちら、公布から1年以内の施行が予定されておりますので、来年度以降の事後検証の在り方を含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

1枚お進めいただきまして、最後に「今後のスケジュール」でございます。

右肩27ページにお進みください。本日諮問させていただきました実施方針につきましては、今後、部会において意見募集を行うとともに、本日設置を決定いただいた市場検証委員会におきまして御審議いただき、9月に答申をお願いしたいと考えてございます。

なお、市場検証委員会では、並行いたしまして、NTTデータグループの完全子会社化の検証に係る事業者ヒアリング等も進めていただきたいと考えております。9月には

実施方針に基づく評価についても諮問させていただき、市場検証委員会において御審議いただきながら、来年夏頃までに令和7年度の評価を取りまとめていければと考えております。

また、先ほど御説明した改正電気通信事業法の関連省令そのものにつきましては、当審議会への諮問事項とされておりますので、1年以内の施行に向けて、来年1月頃に諮問することを予定しております。

駆け足になりましたが、説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井部会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申出いただければと思います。

今のところ、コメント、希望がありませんが、いかがですか。

よろしいでしょうか。それでしたら、私から1点、お伺いしたいと思います。今回、市場検証委員会で検討いただく、調査と評価の実施に関する方針ですが、こちらはNTT法の改正及び電気通信事業法の改正によって一部緩和された事項もあるかと思うのですが、それに対するフォローアップのようなものも、委員会で検討いただき諮問に対しての答申案という形で報告いただけたらと思ってよろしいでしょうか。

○水本事業政策課課長補佐 総務省事業政策課の水本です。御認識のとおり、その点も含めて、御報告させていただけたらと思っております。

○藤井部会長 ありがとうございます。かなり大きな改正がされた後のお話だと思いますので、ぜひしっかり検証いただいて、しっかり競争環境、かつ、この分野が成長できるような形でまとめていただけるとよいのかと思いますので、検討をよろしくお願いいたします。

ほかに皆様方から何かございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

意見募集の期間は、7月2日水曜日から7月31日木曜日までといたします。

また、提出された意見を踏まえ、市場検証委員会において調査・検討をいただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤井部会長 ありがとうございます。そうしましたら、その旨決定することといたします。

○藤井部会長 以上で本日の審議は終了しました。

委員の皆様から何かございましたら、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。
よろしいですか。

事務局から何かございますでしょうか。

○石井情報流通行政局総務課課長補佐 次回の電気通信事業部会は、別途御連絡を差し上げますので、皆様方よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○藤井部会長 それでは、以上で本日の会議を終了いたします。皆様、御審議いただきまして、ありがとうございました。

閉 会